

【幼児教育・保育無償化について（償還払い）】

次の5つの利用料等は、保護者の方が一旦幼稚園等にお支払いいただき、後日、保護者の指定する口座に遠賀町が利用料等をお振り込みいたします（「償還払い」といいます。）。

- ・幼稚園の利用料と入園料
- ・幼稚園の預かり保育事業の利用料
- ・保育園の一時預かり事業の利用料
- ・認可外保育施設等の利用料
- ・認定こども園（1号）の預かり保育事業の利用料

※※※ 「請求書を遠賀町に提出する。」という手続きをしなければ、 ※※※
※※※ これら5つの利用料等は返還されませんのでご注意ください！ ※※※

◎償還払いの手順

- ① 「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を受け取り、保管する。
 - ・毎月（または3カ月に1回）利用している施設から「領収証」と「提供証明書」が発行されるので、必ず受け取り、請求書の提出まで保管してください。
- ② 遠賀町役場に次の4つのものを持っていき、窓口で「施設等利用費 請求書（役場の窓口にあります）」を記入し、提出する。
 - ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 （①の施設から受け取るもの）
 - ・特定子ども・子育て支援提供証明書 （①の施設から受け取るもの）
 - ・利用料の振込先がわかるもの （通帳やキャッシュカードなど）
 - ・印鑑

◎請求する時期と振り込まれる時期

- | | | | | |
|------------|-----|-------------|---|-----------|
| ・ 7月末日までに | 4～ | 6月分の請求書を提出 | ⇒ | 8月中に振り込み |
| ・ 10月末日までに | 7～ | 9月分の請求書を提出 | ⇒ | 11月中に振り込み |
| ・ 1月末日までに | 10～ | 12月分の請求書を提出 | ⇒ | 2月中に振り込み |
| ・ 4月末日までに | 1～ | 3月分の請求書を提出 | ⇒ | 5月中に振り込み |

◎償還払いについての注意

- ・対象となる利用料等は、「領収証」と「提供証明書」により判断します。これらの提出がない場合は、償還払いの対象外となり、利用料等のお振り込みができません。
- ・請求する時期を大きく過ぎた（2～3カ月の遅れや年度をまたいでしまった）場合は、償還払いの対象外となり、利用料等のお振り込みができませんのでご注意ください。

◎法定代理受領について

- ・「償還払い」の他に、幼稚園等が保護者の方に請求せず（上限額を超えた場合は差額のみ支払う必要があります。）に遠賀町に利用料等を請求する「法定代理受領」という方法もあります。
- ・保護者が遠賀町に請求する「償還払い」か幼稚園等が遠賀町に請求する「法定代理受領」かは、ご利用の幼稚園等により異なります。

【お問い合わせ】 遠賀町役場 健康こども課 子育て支援係
〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513
TEL 093-293-1254(内線296)